

「ア 控訴人(私)は、平成2年(1990年)6月ころまでに、長良川河口堰に関する取材を完了し、その取材によっておおむね以下のとおりの取材結果を新聞記事とすることを被控訴人(朝日)に対して求めた。すなわち、政府は、長良川河口堰建設にあたり、治水、利水を区別することなく3200万トンの浚渫が必要との閣議決定をしたが、建設省は、治水上1500万トンの土砂浚渫で足りることを知っていたこと、建設省は、水余りが明らかになるにつれて、利水から治水へと河口堰建設目的の重点を移し、長良川安八、墨俣水害の後、建設省自身で策定した「河川砂防技術基準」(行政マニュアル)に沿って長良川の粗度係数の値を算出し、この値に基づいて当時の最新河床データを使い、前記基準どおりに水理計算(不等流計算)をすれば、建設省が長良川で想定している最大大水時においても、その水量は安全水位以下に収まり、少なくとも河口堰のような大規模な治水施設は必要のないことを十分承知していながら、前記粗度係数の値は低すぎたとし、この係数でシミュレーションした結果を公表せず、根拠のない洪水の危険を吹聴して河口堰建設着工への機運を盛り上げたこと、河口堰建設反対運動の高まりと水需要の減退に伴い、本来なら、治水目的での必要浚渫量を1500万トンとして河口堰建設の是非を検討すべきであるのに、建設省はこれをせず、また、前記基準では当時の最新河床データと安八水害で判明した現況粗度係数を使用すべきであるのに、古い河床データと計画粗度係数の値で計算した水位図を使用して、現状の長良川のままでは洪水の危険があるというデータを作り上げたこと、控訴人の前記取材に慌てた建設省は、控訴人への取材対策として粗度係数を改ざんするなどの工作をして、長良川河口堰建設が、治水上、不要であったことを隠蔽したというものである。

イ 当時の被控訴人名古屋本社社会部デスクらが、控訴人の原稿を検討した結果、原稿記載のうち、ある水理工学者に不等流計算を依頼した結果、計画高水量(毎秒7500トン)の出水でもほとんどの地点で計画高水位を下回り、わずかに上回るところでも最大23センチメートルのオーバーで、この程度なら堤防のかさ上げなどで対応でき、わざわざ河口堰を作る必要はないのではないかという点については、不等流計算をし、その分析をした専門家の名前を新聞紙上で明らかにできない以上、朝日新聞の責任で前記計算を明らかにすることになるが、それは、今後水害が起きたときのことなどを考えると、危険が大きすぎることで、建設省の計算と前記専門家との計算の結果の違いが大きすぎるが、建設省も役所である以上、このような無茶な嘘をつくとは考え難いこと、控訴人の取材による計算も完全な専門家とはいえない者による計算であるから、計算データが抜け落ちている等の問題がないとはいえないこと、少なくとも、もう少し慎重に建設省がどのような方法で計算をし、記者発表をしたのかを見極める必要があるとの意見が出され、控訴人に対し、建設省側に情報がある程度漏れることを覚悟のうえ、もう少し学者の意見を聞くとともに、実名で計算結果を発表してくれる学者がいなか探す



こと、少なくとも、前記専門家の計算結果が、水理的に正しいとのコメントを出してくれる学者などを探すこと、建設省がどのような計算をし、記者発表をしたのか、これまでのルートを通じてさらに深く探れないか慎重に詰めるようにとの指示がなされた。しかしながら、控訴人がさらに取材をしたものの、実名で計算結果を発表してくれる学者は見つからなかった。

ウ 控訴人は平成4年(1992年)頃、当時の名古屋本社編集局長に対し、長良川河口堰問題に関する前記取材結果を、新聞記事に掲載し報道すべきことを要求した。その際、局長は、控訴人に対し、取材資料をもとに、社会部デスク一人一人に説明をし、紙面化への努力をアピールしたのかどうか、平成2年ころ、控訴人の提出した素材は一度デスクレベルで検討されたと聞いているが、それから時間が経過しているため、当該データは今でも使えるのかどうか、当時出た疑問点をクリアーするような補強データを新たに揃えているのかどうか、情報提供者は今でも大丈夫なのかどうか、建設省が全面的に控訴人の取材結果を否定した場合どうするのか、これらの点を一つずつデスクに根気よく話をしてみたのかどうかなどの点を問い質すとともに、局長としては、控訴人がそのような努力をしたとは思えない、控訴人が掘り起こしたデータを生かしたいのであれば、出稿部の中での正規のルートであげていくべきであって、出稿母体での手順を踏んだ議論をせずに、局長室が采配を振るうことがよいことだとは思えないこと、また、名古屋版の特集記事や社説を調べてみても、名古屋社会部の報道姿勢が全体として180度転換したとは思えないこと、それにもかかわらず、長良川河口堰の工事が進行しているのは、建設省が工事を強行しているからであって、朝日新聞が弱腰だからだというのは論外であり、そのように考えることは間違っていること、控訴人が揃えているデータが価値のあるものであれば必ず陽の目をみるのであり、そうなりにくいのであれば、まだデータとして弱いからであって、さらに努力して補強する気持ちが湧いてきてしかるべきであるなどの考えを示し、控訴人の取材資料を1点に絞って、デスク一人一人と話し合うことが最善であるし、そのようにすることを要望するという意見を述べた。

エ 平成5年(1993年)、長良川河口堰建設に関して、『情報非公開』、『計画見直さず』、『姿勢問われる建設省』との見出しで、控訴人の署名入りの解説記事が掲載され、また、『河口堰浚渫、洪水防止に不可欠、88年着工時、裏付け数字なし』との見出しで、建設省が係数を変えて90年に最高水位を算出し、84年に旧係数を『不適切』として採用しなかったこと、都合悪く新データを作成したことが疑われるとの記事が朝日新聞に掲載され、控訴人の取材結果の一部が新聞報道されている。

以上認定の事実によれば、平成2年頃、控訴人の取材結果は、社会部デスクによる検討の結果、水理計算(不等流計算)に関するデータに抜け落ちてい



る部分があるのではないかなどの疑問点が指摘され、その後の控訴人の取材によってもデスクから指摘された様々な疑問点が払拭されなかったために掲載が見送られたものであって、このような被控訴人の措置は、編集権の行使として相当なものと認められ、本件証拠上裁量権の濫用を基礎づける事情は見当たらない。

また、控訴人は、平成 2 年夏以降、定年退職時に至るまで、長良川河口堰建設問題について、被控訴人に対して、控訴人の取材結果を報道させようとしたが、被控訴人において、これをせず、それについて、控訴人に対して合理的な説明をしなかったと主張するが、前記認定のとおり、平成 5 年には、控訴人が取材した結果の一部については新聞報道がなされ、控訴人の署名入りの解説記事も掲載されているのであり、平成 4 年頃には、控訴人が当時の名古屋本社編集局長に対して、控訴人の取材結果を新聞記事として掲載すべきであるとの意見を表明したのに対して、局長は控訴人による取材結果の掲載が不適切である理由、掲載に向けてさらに努力すべき点を指摘するなどして説明をしていることが認められ、被控訴人が発行する朝日新聞の編集権が被控訴人経営管理者及びその委託を受けた編集管理者にあることに照らすと、当時の局長の控訴人に対する前記程度の説明をもって相当な説明がなされたものと認めるのが相当であるから、控訴人の前記主張も採用し難い。